

令和2年度予算編成方針

第1 経済状況と国、県の動向

我が国の経済状況は、令和元年9月の月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

こうした状況の下、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）で、当面の経済財政運営に向けた考え方として、消費税率引上げへの対応については、令和元年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとともに、成長を維持し、経済再生と財政健全化の好循環を実現していくため、Society5.0の実現や適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、成長力の強化を進め、賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指すとしている。

また、新潟県においては、危機的な状況にある県財政の再建に向け、本年度から令和5年度までを期間とする「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、知事や幹部職員の給与を削減するだけでなく、一般職員の給与についても削減の方針を打ち出している。今後、県単独事業の抑制や補助金の見直しに及ぶことが予測され、その内容によっては、本市の予算編成や事業実施に反映せざるを得ない状況にある。

第2 本市の財政状況と直面する課題

本市においては、人口減少や少子・高齢化という社会構造に対する課題が顕著であり、多様化・高度化する住民ニーズへの確に対応していくため、経常的な一般財源の安定的な確保と財政健全化が大きな課題となっている。

しかしながら、人口減少などの影響により税収は落ち込み、合併算定替などにより地方交付税が逡減する見込みで、基金の繰入だけでは対応できない厳しい状況にあり、歳入に応じた歳出規模の縮減が必須となっている。

(1) 平成 30 年度決算状況

平成 30 年度決算における市の財政状況は、財政健全化の指標である「実質公債費比率」や「将来負担比率」は国が定める基準を下回ったものの、人件費をはじめ、扶助費、各種施設に係る維持管理経費などの経常経費の予算総額に占める割合は依然として高く、財政構造の弾力性を判断するための指標である「経常収支比率」が 1.2 ポイント悪化するなど、財政の硬直化が進んだ。

(2) 普通交付税の逡減

本市の普通交付税は、合併算定替から一本算定へ移行するため平成 28 年度から令和 3 年度にかけて段階的に縮減する。令和元年度においても前年度から約 2 億 2,000 万円の影響を受けており、一本算定となる令和 3 年度までに、さらに 3 億 3,000 万円が減額すると見込んでいる。

さらに、少子化により当市の人口減少は進んでおり、令和 2 年度に行われる国勢調査では人口がおよそ 58,000 人になると見込まれ、現在、普通交付税の基礎数値とされている平成 27 年度人口 62,442 人と比較して、約 4,400 人の減となる。人口が大きな算定基礎となっている普通交付税は、その影響が出る令和 3 年度から大幅な減額が想定される。

(3) 基金の状況

年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際の活用が見込まれる「財政調整基金」の残高は、平成 30 年度末現在で約 17 億円となっており、このうち令和元年度予算の財源として 2 億 1,000 万円を取り崩す予定となっている。

平成 29 年度には、豪雪による緊急的な財政出動などにより財政調整基金 9 億 6,000 万円を投入、平成 30 年度には、財政調整基金を 3 億円、合併特例措置逡減対策準備基金を 5 億 6,000 万円、計 8 億 6,000 万円を投入し、財源不足を補てんしてきた。

以上のことから、このままの状態が続くと大幅な財源不足となることが明らかである。このような中、「第 2 次村上市総合計画」を初めとした各種計画の理念・目標を踏まえつつ、将来に渡り持続可能な行財政運営を確立すべく、令和 2 年度から 3 年を集中期間として、市民・行政が同じ認識の下、抜本的な改革に取り組む必要がある。そのため、全ての歳出項目について聖域なく見直しを行うとともに、新たな財源確保に取り組むなど歳入対策を強化し、持続可能な予算を編成するものとする。

第3 行財政改革の推進

1 補助金等の見直し

(1) 各種補助金

補助金については、団体等の自主性・自立性の観点から事業費補助を原則とし、事業効果や必要性を十分に検証すること。目的達成に向けた成果が表れない補助金は、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めること。また、新規の補助金が増えていることから、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。

(2) 公共施設

今後の収入減に対応するためには、市町村合併後引き継いできた施設をすべて維持していくことは非常に困難な状況に陥っている。類似施設の集約、低利用施設や老朽施設の廃止・除却などを推進するとともに、更新時期前に長寿命化対策を講じるなど、費用の抑制と平準化が必要であり、中長期にわたり計画的に適正な維持管理、施設配置を進める必要がある。個別の施設計画等を策定し、施設の継続が確認されるまでは大規模な修繕等は一旦凍結とし、真に緊急な修繕以外は行わないこととする。

(3) 事務事業全般

法令に定める事業を除き、全ての事業について見直すものとし、今日の社会情勢や住民ニーズに鑑み、これまでの方法に捉われることなく、本市の財政状況に見合う事業となるようゼロベースから再構築すること。

2 歳出経常経費（一般財源）削減の取組の継続

税収や普通交付税の逡減に対応するためには、経常経費削減の他に解決策は無い。削減の取組は単年度で解決するものが少なく、見直しの項目によっては、市民や関係者への説明を要するものもあるが、令和2年度を始期として、令和3年度以降の実現に向け、取組を継続していくことが必要である。

第4 予算編成の基本方針

1 第2次村上市総合計画の基本理念に則った予算配分

総合計画における目標達成に向け、最小の費用で最大限の効果が発揮できるための予算編成を行うものとする。

2 村上市総合戦略の積極的な推進

将来的な人口減少に対応する自立したまちづくりを進めるため、平成31年4月に改定された「村上市総合戦略」の政策理念を達成するため、地方創生に向けた取組を真に必要な事業に重点化し、事業の効率化及び深化を図る。また、地方創生関連交付金やその他の支援制度の積極的な活用を行う。

3 村上市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理

インフラの老朽化が課題となっているが、引き続き「村上市公共施設等総合管理計画」を基軸に『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化を念頭に予算編成するものとする。

第5 予算編成の基本的事項

1 予算編成の基本的な考え方

- (1) 予算編成においては、各種関連計画に沿った予算要求を基本としつつ、限りある財源を有効に活用する中で、将来世代に過度の負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があり、事業の選択と集中による歳出の重点化を図っていく。
- (2) 予算編成は通年予算とし、年間所要額を適正に見積もること。年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金等の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、又は当初予算で見積り不能なもの及び不確定な要素等により保留となるもの以外には行わないこととする。
- (3) 単独事業から補助事業へ振り替えするなど、一般財源の縮減を図ること。なお、国・県の事業見直し等により、補助制度が改正された場合は、市単独事業への振替は行わず、事業の廃止または縮小するものであること。
- (4) 事業の繰越は、会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、予算要求は、確実に年度内完了できる事業規模とし、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為など所要の措置を講じること。

2 予算編成の手法及び予算要求上限額について

(1) 経常的経費

経常的経費（人件費や公債費等の一部経費を除く。）については、課(局)を単位とする一般財源ベースの予算要求上限額を設定する。

市民ニーズを的確に把握できる各担当課(局)において、課(局)長のリーダーシップの下、単年度にとどまらず中・長期的な視点に立ち、要求上限額の範囲内で効率的かつ効果的な行財政運営が図られるよう調整すること。

なお、要求上限額の設定にあたっては、これまで行ってきた科目ごとの一律の割合による削減方法は限界に達しているため、個別単位で調整した金額とする。

(2) 投資的経費

建設事業等の投資的経費については、予算要求上限額を設定しないが、各課(局)で事業を厳選し、緊急性のある最小限の要求とすること。さらに要求する事業は、課(局)全体で調整の上、優先順位を設定すること。

(3) 特別会計（企業会計）繰出金

特別会計（企業会計）については、一般会計繰出金の予算要求上限額を設定するので、一般会計と同様の基準により経費削減の取組を行い、要求上限額の範囲内で調整すること。

特に、企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努め、基準外繰出の削減に努めること。

3 予算調整（査定）について

国の地方財政計画や各種制度の見直し等の動向を勘案しながら、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出、中・長期的な財政収支を見通しながら、各種財政指標にも配慮しつつ調整を図ることとする。

4 予算編成スケジュール

年 月 日	事 項
令和元年 11 月 1 日	予算編成方針、各課予算要求上限額等通知
令和元年 11 月 5 日	予算編成担当者説明会
令和元年 11 月 22 日	予算要求期限（システム入力期限）
令和元年 11 月 22 日以降	各課担当者ヒアリング（査定）
令和元年 12 月中旬	重点施策等ヒアリング
令和 2 年 1 月上旬	1 次査定額各課通知
令和 2 年 1 月中旬	市長・副市長査定
令和 2 年 1 月下旬	当初予算書印刷